

NST 稼働施設認定規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本栄養治療学会（以下、本会）NST 委員会（以下本委員会）は、NST 稼働施設認定を実施する。

第2条 本認定制度は、本会及び本委員会の定める所定の条件を満たした施設を、NST 稼働施設として認定するものである。

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、本邦の NST 活動を活性化するとともに、本邦の栄養療法のさらなる充実を実現するための諸制度を検討する。

第2章 NST 稼働施設の認定

第1節 NST 稼働施設の認定基準、手続きと期間

第4条 認定期間基準と方法

以下に記す基準を満たした施設に対して、本委員会で認定の可否を審議し、結果を理事会に提出して、理事会での承認を経たのちに定時社員総会で承認を受ける。

第5条 認定期日と期間

NST 稼働施設認定は、年1回実施され、NST 稼働認定施設は5年毎に「日本栄養治療学会 NST 稼働施設認定更新基準」に基づき認定の更新が実施される。学会会計年度内に申請の募集を広報し、年度内に審議結果の判定を終了する。学術集会期の定例理事会で決定され、定時社員総会で認定の合否が承認される。

NST 稼働施設認定証の有効期間は、定時社員総会後の4月1日からの5年間とする。

第2節 NST 稼働の認定を申請する施設の資格と報告義務

第6条 チームの登録

1. 施設長の許可のもとで NST サポートチーム (NST) が運営・設立されていること。
2. 本学会が主催あるいは共催する医師教育セミナー (TNT 研修会、一般社団法人日本病院会医師・歯科医師とメディカルスタッフのための栄養管理セミナーを含む) 受講医師1名以上が常勤 NST スタッフとして勤務していること。
3. 医師および各種メディカルスタッフのうち3職種以上が参加していること。医師の参加は必須とする。
4. 代表者1名、およびコアスタッフ (中心的スタッフ) 1名以上が本会会員であること。代表者は医師とし、コアスタッフの職種は問わない。
5. 上記登録者は複数の施設を兼ねることはできない。
6. 急性期病院、慢性期病院、長期療養施設などの施設区分は問わない。

第7条 NST 稼働認定を受けるための資格

NST 稼働施設認定の新規および更新申請資格は、それぞれ次の各号の資格を全て満たす施設であることを要す。

1. 新規施設認定基準

- 1) 施設長許可のもとで NST の運営・活動が実施されていること。
- 2) NST の院内規約（チーム規約／委員会規約）を有する。
- 3) 活動メンバーに医師の参加を必須とする。
- 4) 看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、放射線技師、歯科衛生士などの各種メディカルスタッフのうち 3 職種以上の参加を必須とする。
- 5) 本学会が主催あるいは共催する NST 医師教育セミナー（TNT 研修会、一般社団法人日本病院会医師・歯科医師とメディカルスタッフのための栄養管理セミナーを含む）受講医師 1 名以上が NST スタッフとして常勤していること。
- 6) NST による毎週おおよそ 10 件以上の栄養評価を実施していること。
- 7) 週 1 回以上の定期的な NST による病棟回診を実施していること。
- 8) NST 回診時の検討会（カンファレンス）や別日程の会議を含む週 1 回以上の定期的な NST で行う症例検討会を実施していること。
- 9) NST 介入記録（栄養評価、検討内容、多職種の参加及び定期的な回診の記録が記載されているもの）を作成していること。
- 10) NST 勉強会（全職員の教育啓発を目的とした勉強会や講演会などを指す）を定期的実施していること。
- 11) コンサルテーションに随時対応していること。

2. 更新施設認定基準

- 1) 施設長許可のもとで NST の運営・活動が実施されていること。
- 2) NST の院内規約（チーム規約／委員会規約）を有する。
- 3) 活動メンバーに医師の参加を必須とする。
- 4) 看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、放射線技師、歯科衛生士などの各種メディカルスタッフのうち 3 職種以上の参加を必須とする。
- 5) 本学会が主催あるいは共催する NST 医師教育セミナー（TNT 研修会、一般社団法人日本病院会医師・歯科医師とメディカルスタッフのための栄養管理セミナーを含む）受講医師 1 名以上が NST スタッフとして常勤していること。
- 6) NST による毎週おおよそ 10 件以上の栄養評価を実施していること。
- 7) 週 1 回以上の定期的な NST による病棟回診を実施していること。
- 8) NST 回診時の検討会（カンファレンス）や別日程の会議を含む週 1 回以上の定期的な NST で行う症例検討会を実施していること。
- 9) NST 介入記録（栄養評価、検討内容、多職種の参加及び定期的な回診の記録が記載されているもの）を作成していること。
- 10) NST 勉強会（全職員の教育啓発を目的とした勉強会や講演会などを指す）を定期的実施していること。
- 11) コンサルテーションに随時対応していること。

12)NST フォーラムへの参加履歴として、稼働認定日から次回更新申請までのうち年度の異なる 2 回の参加証の提出をすること。(参加証は、名簿に記載されている NST メンバーのいずれの参加でも構わない。5 年間で異動があった場合は別途その旨の施設長の証明書を添付する。参加証の配布方法は学会集會ごとにアナウンスされる。)

第 8 条 NST 稼働施設の報告義務

NST 稼働認定施設においては定時および随時以下の報告義務が生じる。

1. 定時継続活動報告

- 1) 認定施設での権限者は代表医師 1 名とコアスタッフ 1 名以上 2 名以内とする。
- 2) 権限者は定時の認定施設の活動報告をする。

2. 施設情報の変更 (随時)

- 1) 施設情報に変更事項が生じた場合はすみやかに施設情報を変更しなければならない。
- 2) 施設の再編統合などにより施設名称と施設所在地の双方が変更となった場合は別施設とみなす。この場合は旧施設での更新年限が残存していても施設認定の辞退を経て新規施設として新規申請をしなければならない。ただし施設統合などの条件によっては、暫定認定への移行も可能とする。
- 3) 暫定認定制度を利用する施設が認定教育施設である場合は、暫定認定の期間は実地修練には携われない。

3. 施設認定の辞退

- 1) 何らかの理由により NST 稼働施設認定の辞退を希望する施設はその旨手続きをしなければならない。
- 2) 辞退の後に再び NST 稼働施設認定を希望する場合は新規申請となる。

第 9 条 NST 暫定稼働認定を受けるための資格と申請方法

1. 暫定認定施設基準

- 1) 新施設長の許可のもとで NST の運営・活動が実施される予定であること。
- 2) NST の院内規約 (チーム規約/委員会規定など) が作成される予定であること。
- 3) 以下のメンバーが旧施設から引き継がれること。
代表者医師
コアスタッフを含む 3 職種以上のメディカルスタッフ
本学会が主催あるいは共催する医師教育セミナー受講医師
- 4) NST による毎週 10 件以上の栄養評価が実施予定であること。
- 5) 週 1 回以上の NST による病棟回診が実施予定であること。
- 6) 週 1 回以上の定期的な NST で行う症例検討会が実施予定であること。
- 7) NST 介入記録が作成予定であること。
- 8) NST 勉強会が定期的に実施予定であること。
- 9) コンサルテーションに随時対応可能であること。

2. 申請手順

1. 新施設開設前に申請すること

- 1) 暫定認定申請書類
- 2) 新施設における NST 名簿
- 3) NST 名簿のメンバーが新施設の職員となることの新施設長の証明
- 4) 新施設での NST 回診、症例検討会、勉強会の計画書
- 5) 構成メンバーである常勤医師の医師教育セミナー受講終了証の写し

2. 新施設開設後 6 か月の実績として以下の書類を提出すること

- 1) NST 名簿（ただし上記名簿に加えて新規メンバーが参加していることは妨げない）
- 2) NST メンバーの在職証明書
- 3) 更新認定の実績に準じた活動実績（回診、症例検討の具体的な開催状況）
- 4) NST 介入記録（複数回の回診実績がある代表的な 1 例）

3. 審査および認定

1. 新施設での NST 活動内容を確認後、NST 稼働認定施設認定証を発行する。

2. 認定証の有効期間は旧施設が有していた残りの期間となる。

3. 旧施設で参加した NST フォーラムのクレジットは新施設での次回更新時に有効である。

4. NST 稼働認定施設認定後の更新時には暫定認定期間中に参加した NST フォーラムのクレジットも利用できる。

5. 暫定認定申請後は「暫定 NST 稼働認定施設認定証」を発行し、本学会ウェブサイト上に掲示する。NST 稼働認定施設認定証の発行後は NST 稼働認定施設一覧に掲示する。NST 稼働認定施設として認められなかった場合には、暫定認定施設の掲示は抹消され NST 稼働認定施設一覧にも掲示されない。

6. その場合、新施設が NST 稼働認定施設となるには、NST 稼働認定施設新規申請を行う必要がある。

第 10 条 申請・報告方法

1. 上記のすべての手続きは原則的に本会ホームページ(<https://www.jspen.or.jp/>)所定の入力フォームから入力する。

2. 提出を要する書類に関してはダウンロードの上、必要事項を記入して以下に提出する。

〒103-0022 東京都日本橋室町 4 丁目 4-3 喜助日本橋室町ビル 4 階

一般社団法人日本栄養治療学会 NST 委員会事務局

TEL : 03-6263-2580 FAX : 03-6263-2581

第 11 条 認定証と認定料

1. 認定に合格した施設には、認定証を交付する。

2. 認定料は 10,000 円とする。

3. 認定証の再発行に関しては、3,000 円を徴収する。

4. 暫定認定料は 3,000 円とする。

5. 暫定期間終了後の認定料は10,000円とする。

第3節 NST稼働認定施設の資格の喪失

第12条 認定取り消し

NST稼働認定施設としてふさわしくない行為があったときは、本委員会、理事会の議決によってNST稼働施設としての認定を取り消すことができ、過去の認定期間の承認についても審議される。

第13条 申請書類の保管と処分

NST稼働認定業務に使用される申請書類は各施設職員と患者の個人情報を含むため、更新終了まで事務局で厳重に保管されしかるのちに適切に処分する。

第3章 規程の変更、施行細則の制定

第14条 規程の改訂

この規程は、本委員会および理事会の決議を経て、かつ社員総会の承認を受けて改定することができる。また、施行細則、要綱についても同様の手続きを経て制定する。

第15条 補足

当面は本認定施設を第三者機関日本栄養療法推進協議会（Japan Council for Nutritional Therapy：以下JCNTとする）への登録施設とし、JCNT認定時には5,000円を補助する。今後、直接JCNTへの登録に移行することも考慮に入れ、それにとまなう諸規則の変更は理事会で調整し、承認を得ることとする。

附則

1. 本規程は、平成25年12月20日から施行する。
2. 本規程は、平成26年2月26日から改定施行する。
3. 本規程は、平成27年2月11日から改定施行する。
4. 本規程は、平成28年2月24日から改定施行する。
5. 本規程は、平成29年2月22日から改定施行する。
6. 本規程は、平成31年2月13日から改定施行する。

本規程は、令和2年1月1日からの学会名称の変更に伴い「日本静脈経腸栄養学会」の箇所を「日本臨床栄養代謝学会」へと改める。2020年2月の定時社員総会以降に発行される認定証や修了証は、すべて新学会名称による発行とするが、過去に発行した認定証・修了証は特段の手続を行わなくても、名称の変更の前後を問わず、有効であり当会に帰属するものとして取り扱う。

7. 本規程は、令和2年2月26日から改定施行する。
8. 本規程は、令和2年11月26日から改定施行する。
9. 本規程は、令和6年2月14日から改定施行する。

本規程は、令和6年4月1日からの学会名称の変更に伴い「日本臨床栄養代謝学会」の箇所を「日本栄養治療学会」へと改める。過去に発行した認定証・修了証は特段の手続を行わなくても、名称の変更の前後を

問わず、有効であり当会に帰属するものとして取り扱う。